

評議員及び役員の報酬等に関する規程

制定 平成24年11月 1日

改正 平成28年 3月16日

改正 平成29年 3月21日

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人小田原市体育協会（以下「この法人」という。）定款第13条及び第30条の規定に基づき、この法人の評議員及び役員の報酬等の支給基準について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬)

第3条 評議員及び役員は、無報酬とする。

2 ただし、理事会の決議を経て、常勤役員に報酬を支給することができる。

(報酬の額)

第4条 常勤役員の報酬は年俸とし、年額550万円を上限とし、理事会で決定する。

(報酬の支払)

第5条 常勤役員の報酬の支払いは、月割りとする。

2 報酬の支給日等は、別に定める職員を対象とする給与規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。

(年俸の日割り計算)

第6条 月の中途において就任又は退任があったときは、その月の月割額は、その事実の

発生した日を基準とし、日割り計算により計算された額とする。

- 2 前項の日割り計算は、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基準として計算する。

(費用)

第7条 評議員及び役員がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第9条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人小田原市体育協会の設立の登記の日から施行する。

附 則 (平成28年3月16日) (ア)

- 1 この規程は、議決の日から施行する。
- 2 この規程は、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年3月16日)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月21日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。